

# 岐阜県建設工事検査要領

## (目的)

**第1** この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づき、岐阜県が行う請負契約による建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。以下「建設工事」という。）の検査に必要な事項を定め、もって検査の厳正かつ的確な執行に資することを目的とする。

## (用語の定義)

**第2** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **検査** 検査員が工事請負契約に基づく給付の完了確認（給付の完了前において行う工事の完成部分の確認を含む。）及び履行途中において契約の適正な履行を確保するために行う確認行為をいう。
- (2) **検査権者・監督権者** 岐阜県行政組織規則（平成18年岐阜県規則第46号。以下「組織規則」という。）、岐阜県事務委任規則（昭和43年岐阜県規則第125号。以下「委任規則」という。）、岐阜県事務決裁規程（昭和43年岐阜県訓令甲第19号。以下「決裁規程」という。）、及び岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和44年岐阜県訓令甲第19号。以下「現地決裁規程」という。）に基づき、検査又は監督の権限を有する者をいう。
- (3) **検査員** 検査権者から建設工事の検査の執行を命ぜられた者をいう。
- (4) **監督員** 監督権者から建設工事の監督の執行を命ぜられた者をいう。
- (5) **受注者** 岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「会計規則」という。）により建設工事の請負契約を締結した相手方をいう。
- (6) **本庁検査** 組織規則及び決裁規程に基づく本庁の検査権者又は本庁の検査権者から検査の執行を命ぜられた者が行う検査をいう。
- (7) **現地機関検査** 委任規則及び現地決裁規程に基づく検査権者又は検査権者から検査の執行を命ぜられた者が行う検査をいう。
- (8) **設計図書** 工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条第1項に定める設計図書をいう。

## (検査の方法)

**第3** 検査は建設工事の出来形を対象として工事請負契約書（以下「契約書」という。）、設計図書及び岐阜県建設工事検査基準等に基づいて行うものとする。

## (検査の種類)

**第4** 建設工事の検査の種類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) **完成検査** 工事の全部又は一部（設計図書において指定したものに限る。）が完成した場合に行う検査[約款第31条2項、第38条1項関係]
- (2) **出来形検査**
  - ア 建設工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等に確保した製品（監督員の検査（確認を含む。以下この号において同じ。）を要するものにあつては検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払いの対象とすることを指定したものに限る。）の部分に対し、代価の一部を支払う場合に行う検査[約款第37条1項関係]
  - イ 工事請負契約を解除した場合の出来形部分の検査[約款第50条1項関係]
- (3) **中間検査** 建設工事の履行途中において検査権者が必要と認める場合に行う検査

#### (検査の期日)

第5 検査は、会計規則及び契約書の規定により完成届（岐阜県建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第27号様式）又は出来形届書（共通仕様書第25号様式）を受けた日から14日以内に行わなければならない。

ただし、検査は契約の属する年度の末日（3月31日）までに行わなければならない。

2 本庁検査においては、現地機関が所管する工事にあつてはその機関の長を、現地機関を介しないで本庁が直接担当する直轄工事にあつては担当課長を経由するものとする。

なお、当初設計金額3億円以上の工事にあつては、現地機関の長及び本庁所管課の長を経由するものとする。

この項における全機関を以下「工事所管機関」という。

#### (兼務の禁止)

第6 検査員は、次の各号に掲げる場合を除いて建設工事の監督員を兼ねることはできない。

(1) 維持修繕に関する工事で施工後直ちに行わなければならない給付の完了の確認が著しく困難な工事の検査

(2) 検査を行うために特別の技術を要するため監督員以外の職員により行うことが著しく困難な工事の検査

#### (検査の日時等の通知)

第7 検査権者は、検査を実施しようとするときは、受注者（本庁検査の場合は、受注者及び工事所管機関の長）に対して、あらかじめ検査の日時等必要な事項を通知（工検様式1号）するものとする。

#### (検査員の選定)

第8 検査権者は、毎年度当初に検査を担当する職員（以下「検査員」という。）を原則として技術担当の担当総括（技術主査を含む。）以上の職にある職員のうちからあらかじめ選定し、事務分掌に定める。ただし、組織規則による検査員はこれによらない。

#### (検査員の指定)

第9 検査員の指定は、前条の職員のうちより検査ごとに命令書（工検様式2号）により行う。

ただし、完成届又は出来形届書に併記（工検様式2号-1）して行うことができる。

2 検査権者は、必要があると認めるときは2名以上の検査員を指定することができる。

この場合において、検査権者は、それぞれの検査員の権限の内容を明らかにしなければならない。

3 第6(1)、(2)に掲げる場合は、請負契約に関する事前決裁書において氏名を明記して検査員を指定するものとする。

ただし、検査員に異動があつたときは、指定変更するものとする。

4 検査権者は、建設工事に係る検査員を自機関において指定することが困難なときは、他機関の長の同意を得て、その機関の技術担当の職員を検査員として指定することができる。

#### (検査員の職務、権限)

第10 検査員は、検査に先立って建設工事の施工管理記録及び指示事項等を確認しなければならない。

2 検査員は、検査を行うに当たり必要と認めるときは、受注者に工事の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めることができる。

3 検査員は、完成検査において出来形検査又は中間検査にて確認した部分についても必要と認める場合は検査を行うことができる。

4 検査員は、検査の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。

ただし、軽微な措置で足りるものについては、検査結果指示書（工検様式5号）で指示し、その完成を確認するものとする。

なお本庁検査の場合、この確認は工事所管機関の長の軽微な修補完了確認報告書（工検様式6号）により代えることができる。

- 5 検査員は、不合格の判定をした場合で、修補によりその給付が契約内容に適合すると見込まれる場合には、修補の命令（工検様式7号）をしなければならない。

#### （立会人等）

- 第 11 検査員は、検査を実施するときは建設工事の監督員、受注者又はその代理人その他必要と認められる関係者を立会わせるものとする。

#### （検査の準備）

- 第 12 監督員は、検査に際し、次に掲げるものを準備しておくものとする。

- （1）契約書、設計図書、施工管理記録その他契約履行の記録等検査に必要な書類
- （2）工事現場に必要な測点、基準点その他必要な事項の指示
- （3）検査に必要な用具及び人員
- （4）その他検査員があらかじめ指示した事項

#### （検査結果報告書の作成）

- 第 13 検査員は、検査を終了したときは速やかに検査結果報告書（工検様式3号）を作成し検査権者に提出しなければならない。

#### （検査結果の通知、報告）

- 第 14 検査権者は、検査員からの検査結果報告書の受理後、速やかに建設工事の検査結果を受注者（本庁検査の場合は、受注者及び工事所管機関の長）に対して通知（工検様式4号）しなければならない。

- 2 検査権者は、検査結果が不合格のときは、工事を所管する部の関係課長及び技術検査課長に報告するものとする。

#### （再検査）

- 第 15 検査員は、受注者から修補改造完了届（工検様式8号）を受けたときは再検査をしなければならない。

- 2 再検査は、第3から第14までの規定を準用する。

#### （検査調書の作成）

- 第 16 検査員は、検査を終了したときは、検査調書（完成・中間検査にあつては会計規則第122条関係第39号様式乙、出来形検査にあつては会計規則第122条関係第39号様式丙）を作成しなければならない。

ただし、契約金額が会計規則第122条第2項のただし書きに規定する額（150万円）を超えないものについては受注者の履行についての届出書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、記名押印してこれに代えることができる。

#### （工事成績評定）

- 第 17 検査員は、検査を終了したときは、別に定める岐阜県建設工事成績評定要領に基づき工事成績評定をするものとする。

#### （検査の委託）

- 第 18 特に専門的な知識又は技能を必要とするものその他必要と認められる場合は、県の職員以外の者に検査を委託することができる。

(適用の除外)

第 19 維持修繕等で契約金額150万円以下の工事はこの要領によらないことができる。

(実施細目)

第 20 この要領に定めもののほか、評定の実施に関し必要な細目は、検査権者が定める。

付則

この要領は、昭和54年9月1日より施行する。

付則

この要領は、昭和56年4月1日より施行する。

付則

この要領は、昭和62年4月1日より施行する。

付則

この要領は、昭和63年4月1日より施行する。

付則

この要領は、平成3年4月1日より施行する。

付則

この要領は、平成6年4月1日より施行する。

付則

この要領は、平成8年4月1日より施行する。

付則

この要領は、平成10年6月1日より施行する。

付則

この要領は、平成13年6月1日より施行する。

付則

この要領は、平成14年4月1日より施行する。

付則

この要領は、平成15年4月1日より施行する。

付則

この要領は、平成16年4月1日より施行する。

付則

この要領は、平成16年7月12日より施行する。

付則

この要領は、平成18年4月1日より施行する。

付則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

付則

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

(工検様式1号)

平成 年 月 日  
第 号

受注者  
(工事所管機関の長) 様

検査権者

## 工事完成検査通知書 出来形 中間

このことについて、下記により検査を実施するので通知します。

### 記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 検査日 平成 年 月 日
- 4 検査員

(注) 次の事項が履行されない場合は、検査を中止することがある。

- (1) 受注者又は現場代理人及び監理(主任)技術者の立会い
- (2) 当該工事関係書類の整備
- (3) 検査用具及び労務等の提供

(工検様式2号)

平成 年 月 日

様

検査権者

## 検査命令書

下記の工事の検査員を命じます。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 受注者名

※ 決裁欄は適宜とする。

## 検 査 命 令 書

検査権者		決 裁	
------	--	-----	--

平成 年 月 日

本工事の検査員を命じる。

検 査 員 氏 名 印

※ 決裁欄は適宜とする。

## 工 事 成 績 報 告 書

工 事 番 号		第 号		工 事 場 所						
工 事 名		工事								
契約金額	当 初			受 注 者	住 所					
	変 更				氏 名					
	変 更				現 場 代 理 人	監 理 技 術 者	同 左 (低 入 札 対 応)			
	変 更									
工 期	当 初			監 理 技 術 者 (工 場 製 作)	主 任 技 術 者 ( J V 構 成 員 )	<b>技 術 者 区 分 は 適 宜 入 力</b>				
	変 更									
	変 更			監 督 員	総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	一 般 監 督 員			
	変 更									
出来形届受理年月日	平成	年	月	日	完 成 年 月 日	平成	年	月	日	
〃	平成	年	月	日	出 来 形 検 査 年 月 日	平成	年	月	日	
完成届受理年月日	平成	年	月	日	完 成 検 査 年 月 日	平成	年	月	日	
一部下請の有無	有・無	下請負の内容	1次下請	社	2次下請	社	3次以降下請	社		
発注者側立会人	(一般監督員)	(主任監督員)	(総括監督員)	受注者側立会人	(現場代理人)	(監理技術者)	(その他適宜入力)			
検 査 結 果	合格・不合格	指示事項			確 認 年 月 日	平成		年	月	日
					確 認 者 氏 名					
工 事 内 容										
備 考										





(工検様式 3 号)

平成 年 月 日

検査権者 様

検査員

工事 完 成 検査結果報告書  
(修補改造)  
出来形  
中 間

命により、平成 年 月 日 第 号 工事を検査しましたから、  
別紙のとおり報告します。

記

- 1 工事検査調書 (写) (会計規則第 3 9 号様式)
- 2 工事完成 (出来形) (中間) 写真
- 3 工事成績報告書 (工検様式 3 号— 1 )
- 4 工事完成 (出来形) 検査結果一覧表 (工検様式 3 号— 3 )
- 5 その他資料

# 検査結果通知書

平成 年 第 月 号 日

受注者様  
(工事所管機関の長)

検査権者

下記工事の完成  
出来形 検査結果について、通知します。

工事番号	第 号	
工事名	工事	
工事場所	市 町 大字 地内 郡 村	
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
立会人氏名	発注者側	
	受注者側	
検査年月日		
検査員		
検査結果		
不完全な給付の内容		

(注) 検査結果欄には、完成検査は合格又は不合格を、出来形検査は出来形〇〇%確認と記入する。

# 検査結果指示書

平成 年 月 日

受注者様

検査員 氏名 印

平成 年 月 日検査の結果、下記のとおり指示します。

工事番号	第 号		
工事名	工事		
工事場所	市 町 大字 地内 郡 村		
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	請負金額	円
受注者側 立会人氏名		発注者側 立会人氏名	
指示内容			
修補期限	平成 年 月 日		

工事所管機関の長様

上記のとおり受注者に指示したので、完了確認検査をお願いします。

なお、確認検査後は、別添「軽微な修補完了確認報告書」により報告願います。

検査権者様

工事所管機関の長

## 軽微な修補完了確認報告書

このことについて、下記のとおり確認しました。

### 記

- |   |         |    |   |     |
|---|---------|----|---|-----|
| 1 | 工事番号    | 第  | 号 |     |
| 2 | 工事名     |    |   | 工事  |
| 3 | 工事場所    | 市  | 町 | 大字  |
|   |         | 郡  | 村 |     |
| 4 | 受注者名    |    |   |     |
| 5 | 修補期限    | 平成 | 年 | 月 日 |
| 6 | 修補完了年月日 | 平成 | 年 | 月 日 |
| 7 | 修補検査年月日 | 平成 | 年 | 月 日 |
| 8 | 確認検査者名  |    |   |     |

(注) 修補前後の写真を添付のこと

## 修 補 改 造 命 令 書

工事番号	第 号
工事名	工事
工事場所	市 町 大字 地内 郡 村
修補改善事項	
修補改造期限	平成 年 月 日
上記のとおり修補改造を命じる。  平成 年 月 日  受注者様  検査権者 印	

- (注) 1 修補改造工事が完了したときは、修補改造完了届（工検様式8号）を提出し、検査を受けること  
2 修補改造完了届には工事写真（修補前、破壊後、修補中、同完成）を添付すること

# 修 補 改 造 完 了 届

平成 年 月 日

工事所管機関の長 様

受注者 住所  
氏名

このことについて、修補改造を完了しました。

## 記

- 1 工 事 番 号 第 号
- 2 工 事 名 工事
- 3 工 事 場 所 市 町 大字  
郡 村
- 4 請 負 金 額 円
- 5 修 補 改 造 期 限 平成 年 月 日
- 6 修補改造完了年月日 平成 年 月 日
- 7 修 補 改 造 の 内 容

## 検 査 調 書 (工 事)

工 事 番 号	第 号
工 事 場 所	市 町 大字 地内 郡 村
工 事 名	
契 約 工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
完成届を受けた日	平成 年 月 日
検 査 日	平成 年 月 日
受注者住所 氏名	
立 会 人	発注者側
	受注者側
検 査 意 見	
<p>上記のとおり検査しました。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">検査員 氏名 ㊟</p>	



## 検 査 調 書 (工事部分払)

工 事 番 号	第 号						
工 事 場 所	市	町	大字	地内			
	郡	村					
工 事 名							
契 約 工 期	自 平成 年 月 日			至 平成 年 月 日			
出 来 形 率	%						
検 査 日	平成 年 月 日						
受注者住所 氏名							
立 会 人	発注者側						
	受注者側						
検 査 意 見							
出 来 形 内 訳							
工 種	名 称	単 位	数 量	設計金額	出来形率	出来形金額	備 考
				千円	%	千円	
計							
<p>上記のとおり検査しました。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">検査員 氏名 ⑥</p>							